

友愛交流構築事業及びうつくしま・ちゅらしま交流事業
委託業務 企画提案募集要領

令和 7 年 6 月

友愛交流構築事業実行委員会

1 目的

- (1) 沖縄戦中最後の知事である兵庫県出身「島田勲」が生み出した沖縄・兵庫の絆を発展させるため、沖縄と兵庫の若者が沖縄戦の歴史や平和の尊さについて共に学ぶとともに、沖縄の歴史・自然・伝統芸能を共に体験することを通じて、相互理解の促進及び交流ネットワークを構築する人材を育成することを目的とする。
- (2) 福島県と沖縄県の児童が、雪とサトウキビという、両県ならではの素材を贈り合い、互いの県への理解を深め、将来にわたる相互交流の拡大を図ることを目的とする。

2 本企画提案に係る業務

- (1) 業務の件名
友愛交流構築事業及びうつくしま・ちゅらしま交流事業委託業務
- (2) 業務の内容
友愛交流構築事業及びうつくしま・ちゅらしま交流事業委託業務に係る仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案総額の上限額
5,715,000円(税込)

3 主催及び連絡先

- (1) 主催
友愛交流構築事業実行委員会
- (2) 連絡先
友愛交流構築事業実行委員会事務局（沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課内）
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
担当：新城、伊藤
電話：098-866-2479
ファクシミリ：098-866-2960
電子メール：aa082400@pref.okinawa.lg.jp

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内本店又は支店を有していること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に代表法人を1者置くものとし、協定書を提出すること。代表法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。代表法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

- イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 本業務の実施に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者
- (6) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (7) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する登録を受けた者であること。
ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち同法に基づく旅行業務を行う者のみ当該登録を受けていけばよいものとする。

5 手続及びスケジュール

(1) 本件に係る質問及び回答

ア 質問の方法 書面により質問票【様式6】を3-(2)にあるメールかFAXに提出すること。

(共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。)

(原則件名を【友愛交流構築事業及びうつくしま・ちゅらしま交流事業委託業務に関する質問】とすること)

イ 受付期間：令和7年6月6日(金)から

令和7年6月9日(月)17:00まで(随時受け付け)

ウ 回答：上記期間中に提出のあった質問事項に対する回答を、令和7年6月10日(火)までに、沖縄県交流推進課ホームページに回答を掲載し、個別には回答しない。

(2) 企画提案書及び関係書類の提出

ア 提出期限：令和7年6月12日(木)12:00まで

イ 提出物：企画提案書及び7に定める全ての書類。

ウ 提出先：3(2)に定める連絡先に持参もしくは郵送とする。

(到着確認が可能な方法、及び申込期限必着で郵送すること。)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(3) 選定方法

ア 一次審査

応募のあった提案については、友愛交流構築事業実行委員会において第一次審査(書類審査)を行い、上位3社程度を選定する。その後、友愛交流構築事業実行委員会に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、入選者を選定する。

イ 第一次審査結果通知：令和7年6月13日(金)予定

ウ 第二次審査

日時：令和7年6月17日(火) 予定

※本県が申込者毎に指定した30分間

場所：沖縄県南部合同庁舎4階会議室 予定

※プレゼンテーションの開催については、感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況によりオンラインによるプレゼンテーション審査又は書面審査のみとなる場合がありますので、提案書については、詳細が分かりやすく内容がイメージしや

すい記述に努めてください。

エ 二次審査結果の通知 令和7年6月18日（水）予定

※ 各期間の事務取扱については、時間の指定があるものを除き、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）時間帯は9:00～17:00とする。（第1条に規定する県の休日を除く）

6 企画提案書の作成及び提出

提案書の作成にあたっては、友愛交流構築事業及びうつくしま・ちゅらしま交流事業委託業務に係る仕様書（以下「本仕様書」という。）の記載内容を十分に踏まえること。

提案書は原則として日本語表記とすること。ただし、固有名詞や専門用語等はその限りでないが、必要に応じて用語集を作成し添付すること。また、提案書は、他の資料を用いず提案書内で完結していること。

(1) 提案書の形式

ア 用紙サイズについては、A4 横形式（A3 折込可）、横書きとする。

イ 本文で使用する文字については、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。

ウ 提案書については、表紙、目次及び背表紙以外に15 ページ以内とし、ページ番号を付与すること。

エ 提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

(2) 提出部数

用紙媒体7部（片面印刷とし、うち、1部は綴じないこと）及び電子媒体（CD-R 等に PDF 形式で格納すること）1部とする。なお、提出する企画提案書は1案に限る。

7 企画提案書以外の提出書類

(1) 企画提案参加申込書【様式1】1部

※ 共同企業体の場合、代表する幹事となる事業者にて提出し、全構成員を記入すること。

※ 下例のようにグループ企業等により企画提案者と申請者（契約者）が異なる場合、契約以降の処理を委任する旨の委任状の添付が必要であるとともに、実施体制における企画提案者の関与が必要である。

例）提案：〇〇株式会社、申請及び契約：〇〇株式会社沖縄支社

(2) 会社概要等

提出は A4 版 2 部（うち、1部は綴じないこと）及び電子媒体（CD-R 等に PDF 形式で格納すること。添付資料は除く）1部とする。なお、電子媒体は企画提案書と同一のものでよい。

ア 会社概要【様式2】

組織図（任意様式）、保有資格等があればそれを証明する書類の写しを添付すること。

また、会社の概要が記載されたパンフレット等があれば添付すること。

※ 共同企業体の場合は、会社毎に提出すること。

※ 県外に本店所在する場合に限り、県内支店の所在地を記入すること。

イ 過去の類似業務実績【様式3】

契約書の写し等、事実確認ができる書類を添付すること。

ウ 実施体制、担当【様式4】

本事業に従事する担当者について、役割、担当業務、実務経験年数、保持資格、これまでの同種の業務経験等を記載すること。

※ 本業務に専任担当者を設置すること。

※ 共同企業体の場合、ア～ウについて構成員毎に作成の上、さらにウについて全体の実施体制図を添付すること。

エ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式5】

オ 委託業務見積書（任意様式）

※ 積算については、キャンププログラムを実施する場合、代替プログラムの実施の場合いずれも作成すること。

カ 誓約書【様式7】

8 評価及び契約

(1) 企画提案の評価

関係者で組織する優先交渉権選定委員会において企画提案書の審査を行い、順位上位のものが優先交渉権者となり、不調の場合は、次順位以下を繰り上げる。また、評価にあたり、必要と認める企画提案者に対して、疑義照会を行うことがある。

(2) 評価項目

企画提案書の記載事項に基づき評価を行う。

(3) 結果の通知

全ての企画提案者に対し、書面にて選定結果を通知する。

評価の内容、審査の経過については公表しない。

(4) 契約

契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。

ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

9 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 費用の負担

提出書類等の作成・提出、疑義照会への出席等応募のために要する費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案等の扱い

ア 提案された企画すべてを実施するものではない。

イ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

ウ 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。

エ 企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。